

# 肺がん検診精密検査実施協力医療機関 登録制度

## I. 目的

- 1 肺がん検診に必要とされる精密検査実施方法及び精度管理の向上。
- 2 一次検診機関である鹿児島県民総合保健センターとの連携確立。
- 3 精密検査医療機関の指定による要精検者の利便と精検受診率の確保。
- 4 肺がん検診精密検査結果についての確実な把握。

## II. 登録の条件

- 1 自機関において、CT 検査が可能であること。
- 2 自機関において、気管支内視鏡検査が可能であること。
- 3 肺がん精密検査を担当するに十分な経験・研修歴を有する医師がいること。
- 4 所属市郡医師会会長の推薦があること。  
(但し、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会（以下、「部会」という。）の承認をもって推薦にかえることができる。)
- 5 1 及び 2 に該当しない機関については、部会の承認があること。

## III. 登録の期間

- 1 登録の期間は、部会において登録が承認された日の翌年度の 4 月 1 日から 2 年間とし、2 年に一回定期更新するものとする。  
但し、定期更新以外で登録（7 月、1 1 月、3 月）するものについては、登録が承認された日から次期定期更新までの期間とする。
- 2 上記 II の条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

## IV 登録の遵守事項

- 1 精密検査の結果は、肺がん検診精密検査依頼書（検診記録票）により、必ず一次検診機関（鹿児島県民総合保健センター等）へ報告する。（検診記録票の提出がないと、後日、未受診者として追跡調査の対象となります。）
- 2 症例により X 線写真・CT 写真・内視鏡写真等の資料の提出を求められることがある。
- 3 生検・手術症例は、病理組織診断名まで報告する（他機関での手術を含む。）。
- 4 追跡調査に積極的に協力する。

- 5 部会が指定する研修会等に出席する。
- 6 がん登録等の推進に関する法律第 6 条第 1 項のがん届出対象情報の届出が義務づけられている医療機関にあっては、当該義務を遵守すること。  
また、同法に基づく知事の指定を受けていない診療所にあっては、積極的に指定申請を行うよう努めること。
- 7 登録条件等に変更を生じた時は、その旨を鹿児島県民総合保健センターあて報告する。

V その他の必要事項は、細則により定める。

## VI 登録後の措置

申請書に基づき、部会の審査を経て登録された精密検査実施協力医療機関については、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会が刊行する「鹿児島県肺がん検診精密検査実施協力医療機関名簿」に掲載し、事業の実施主体である市町村は、その名簿に従い要精検者に対し利便を図るものとする。

.....\*.....\*

肺がん検診精密検査実施協力医療機関 登 録 申 込 要 領
----------------------------------

申込医療機関は、所定の申請書を所属市郡医師会を経て鹿児島県民総合保健センター内胸部検診課へ送付する（鹿児島県民総合保健センターより部会へ送付する）。

医師会に属さない医療機関については、直接鹿児島県保健福祉部健康増進課へ申請する。

鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会肺がん部会